

熊本県リサイクル製品認証審査委員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊本県リサイクル製品認証制度実施要綱第4条第2項に基づき、熊本県リサイクル製品認証審査委員（以下「審査委員」という。）の選任及び運営等に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審査委員の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 リサイクル製品認証申請及び認証リサイクル製品更新申請に関して、知事に意見を述べること。
- 二 認証基準の変更、認証品目の追加、若しくは削除について、知事に意見を述べること。
- 三 その他リサイクル製品認証制度の運用等について、知事に意見を述べること。

(選任及び任期)

第3条 知事は、第2条に関し次に関する事項について専門的知識を有する者を審査委員として選任する。

- (1) 認証制度
 - (2) 環境安全性
 - (3) コンクリート工学
 - (4) 建築工学
- 2 知事は、前項に定めるほか、認証する場合において必要と判断する事項について専門的知識を有する者を審査委員として選任することができる。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(事務局)

第4条 審査委員会の事務局を環境生活部環境局循環社会推進課に置く。

附 則

この要綱は、平成30年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。